

人

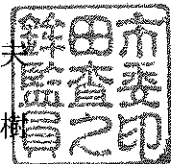
銚 監 第 4 3 4 号

令和 6 年 9 月 3 日

銚田市長 岸田 一夫 殿

銚田市監査委員 伊藤 幸夫

銚田市監査委員 井川 茂樹



令和 5 年度経営健全化審査意見書について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年度経営健全化審査の結果について、次のとおり意見書を提出いたします。

令和5年度 経営健全化審査意見書

1. 審査の概要

この経営健全化審査は、水道事業会計、下水道事業会計、農業集落排水事業特別会計に関し、市長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

2. 審査の結果

審査に付された下記の資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められる。

記

(単位：％)

会計区分	資金不足比率	
	令和5年度	令和4年度
水道事業会計	—	—
下水道事業会計	—	—
農業集落排水事業特別会計	—	—

※各会計いずれも資金不足がないため、「—」と記載した。

3. 総合意見

上記に示されたとおり、各会計の資金不足比率において、該当する数値はないが、今後もさらなる経営の健全化に努められたい。